

令和元年度 第2回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 令和元年11月21日（木）午後2時00分～午後4時30分
- 2 開催場所 練馬区役所本庁舎19階 1903会議室
- 3 出席者
委員 榎本委員、菊地委員、室地委員
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、施設整備課長、建築担当係長、建築担当係担当、道路公園課長、工事係、工事係担当、計画課長、総合治水係長、学校施設課長、保健給食課長、石神井保健相談所管理係担当、学校教育支援センター所長

4 議事

- (1) 前回議事録の確認（資料1）
- (2) 審議案件
令和元年度前期入札案件の参加資格設定経過等について
 - ・審議資料（抽出案件一覧）（資料2）
 - ・工事契約一覧（資料3）
 - ・物品契約一覧（資料4）
 - ・委託等契約一覧（資料5）
 - ・設計・測量等契約一覧（資料6）
- (3) 報告事項
令和元年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）
- (4) その他
次回開催日程について

5 会議の内容

前回議事概要

全委員了承

審議

案件1～12 案件抽出理由について

当番委員が抽出理由を説明

案件1

練馬区立豊玉小学校屋内運動場空調機設置工事

練馬区立豊玉小学校屋内運動場空調機設置に伴う電気設備工事

（事務局）

区では、児童・生徒の熱中症対策と災害時に避難拠点となる体育館の環境整備を目的と

して、令和元年度から概ね7年間で全区立小中学校の体育館に空調設備を設置することとしている。本件工事もその一環として行われるものである。

業種が空調工事で、予定価格2千万円以上5千万円未満のため、共同運営格付けがAまたはBランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札にて実施した。入札には12者から参加申請があり、開札の結果2者が辞退、10者が入札し、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した株式会社 上杉設備が2,902万2,000円、落札率90.25%で落札したものである。

本件空調工事には、建築工事が含まれており、その内容は、室外機基礎、フェンス新設および天井の工事などである。

工事の発注は、区内建設業の振興と事業者の育成のため、区内事業者優先発注を原則とし、可能な限り「建築」、「機械設備（ここでは空調工事）」、「電気設備」の業種ごとに分離することとしたものである。

なお、業種ごとの分離発注は、発注者である区の意向が直接反映され、施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られるなど、業種ごとに分離して発注することが合理的と認められる場合において行うこととしている。また、分離発注の金額の目安は、空調機設置工事については、建築部分の工事金額を1,000万円以上としている。

本件については、建築部分の工事金額が約1,000万円程度であること。また、工事の内容から建築工事と空調工事に分離して発注することが合理的とは言い難い案件であることから、建築工事を空調工事に包含して発注したものである。

工事案件ごとに分離発注の合理性について確認をしていることから、同種の工事であっても、「建築」、「機械設備」、「電気設備」の業種ごとに分離して発注するものと、建築工事を他の業種に包含して発注するものとに分かれている。

（委員）

通常であれば、建築工事、空調工事、電気工事と分けて行うが、場合によっては、建築工事を空調工事に含めて行うケースもあると考えてよいか。

（施設整備課長）

その通りである。建築工事の内容が少ないため、空調工事に含めたものである。

（委員）

金額のみではなく、工事の合理性という点では、工事案件ごとにその都度確認するのか。

（施設整備課長）

その通りである。

（委員）

空調工事に建築工事を含めた場合、空調工事の事業者が建築工事に関して、実施が可能であることを確認しているのか。

（施設整備課長）

基本的に完了検査があり、建築工事に関しても適正な工事が行われたのかを確認する。また、区の監督員が工事の途中でも確認している。

（委員）

空調工事に建築工事を含めて行う際に、建築工事に関する資格条件まで確認を行うのか。

（施設整備課長）

下請け事業者を把握するため、下請け届を提出させて確認を行っている。

委員会最終意見

適正に執行されている。

案件2

都市型水害対策工事（その2）（単価契約）

都市型水害対策工事（その1）（単価契約）

都市型水害対策工事（その3）（単価契約）

（事務局）

本件は、都市型水害対策の強化を目的として、浸水被害が想定される旧田柄川、白子川、石神井川の河川沿い3地区の路面下に雨水貯留浸透施設を設置する工事である。

本件は、従来の雨水処理能力を超えた集中豪雨が頻発している中で、区として雨水流出抑制対策を実施し、浸水被害の軽減を図ることを目的としているものである。

都市型水害対策工事（その2）旧田柄川、（その1）白子川、（その3）石神井川の3地区全てを同時期に施工することから、3地区をまとめて発注するよりも、地区ごとに発注することで、事業者の履行体制を確実に確保できるため、地区ごとの発注したものである。

なお、3案件のいずれも推定限度額が3千万円以上5千万円未満の一般土木工事のため、共同運営格付けがBまたはCランクの区内事業者を対象に、予定価格非公表の制限付き一般競争入札にて実施したものである。本件工事は単価契約であり、218種類の工種ごとの発注予定数量を定めることが困難であることから、入札参加事業者は工種ごとに単価を見積もり、その見積単価の合計額で入札を行うものである。

この工種は、3案件共通で、区が積算した予定価格（単価の合計額）も3案件同額である。

（その2）

入札には12者から参加申請があり、開札の結果、4者が最低制限価格未満により失格、1者が辞退、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した7者のうち、最も低い金額で入札した株式会社関谷舗道が2,409万円で落札したものである。

（その1）

入札には12者から参加申請があり、開札の結果、2者が最低制限価格未満により失格、1者が辞退、1者が（その2）を落札したことから受注制限により無効となり、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した8者のうち、最も低い金額で入札した三英建設株式会社が2,409万1,000円で落札したものである。

（その3）

入札には11者から参加申請があり、開札の結果、3者が最低制限価格未満により失格、2者が（その2）、（その1）をそれぞれ落札したことから受注制限により無効となり、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した6者のうち、最も低い金額で入札した総成建業株式会社が2,408万円で落札したものである。

なお、この3案件の開札は、同日に（その2）から順番に行っているが、一つの案件を落札した事業者がその次に開札する案件に応札している場合、その応札は無効とする受注制限を設定している。

そのため、（その1）と（その3）の入札では、既に1案件を落札した事業者の応札は無効としているものである。

3案件の落札率が低く、かつ近い数字である理由は、都市型水害対策工事は平成29年度から実施しており、これら過去の落札金額は公表されているため、事業者は入札金額の見積もりを行う際、過去の落札金額を一つの目安としていることが考えられ、3案件いずれも10者以上の入札参加申請があり、最低制限価格未満で失格となった事業者も複数いることから、競争性が働いた結果、落札率が低くなったものと考えられる。

また、3案件の予定価格は同額であることから、落札率も同じ数字か、または近い数字になったものと考えられる。

（委員）

水害対策工事は、以前にも実施がされているのか。

（事務局）

その通りである。平成29年度から毎年3案件発注している。

（経理用地課長）

練馬区の入札・契約制度について、補足をさせていただきたい。

練馬区では電子入札を採用し、入札会場を設けていない。また、現場説明会など業者同士が顔を合わせることもない。指名競争入札、制限付き一般競争入札のいずれでも、参加事業者も入札した価格も分からない。不正や談合のリスクがないよう構築されたシステムである。

（委員）

落札率が低い理由は、単価を工事種別内訳書で見積り、過去の入札結果を参考にしたためとの説明だが、総合治水計画では河川ごとの状況が違う場合、その工事の中身が全く同じとは考えられない。河川によっては、やらなければならない部分が他より多く発生し、

事業者としては、金額を少し高く見積もらざるをえないケースも発生するのではないか。

（道路公園課長）

本案件の工事の工種は、ほぼ同じ工種で行う。現地の状況に応じて、例えば舗装の復旧が違ふと、違う工種を使うことになる。実施する場所および状況により、量や価格が変わることはあるが、単価契約としての価格は、一般的であるため、ほぼ同じとなる。出来高清算のときに金額が変わってくることになる。

（委員）

本案件は、まだ完成していないのか。

（事務局）

工事期間中である。

（委員）

大雨の対策としては、まだ機能していない状況であるのか。

（計画課長）

3か年で対策を取っている。平成29年および30年に同様の工事を行い、完成した部分は効果を発揮している。今年度は、工事中の段階ではあるが、施行済の部分も、まだこれからの部分もある。今回の工事全体としてはまだ効果を発揮しているとは言い難いが、工事が終了した部分は、水が入ることができるため、その部分では効果は発揮したと考えている。

（委員）

既に工事が終了した部分は、今回の大雨などでも効果があったのか。

（計画課長）

見た目では効果がどれだけあったかという点は測りにくい。抜本的な豪雨対策とは、河川や下水道の整備である。この部分は、東京都が担当している。本案件の工事理由は、17年の豪雨である。本案件の3地区中心に約700棟が浸水の被害を受けた。そういう状況の中で、区ができる対策は、河川に水がすぐに行かないような対策ということになる。貯留浸透を行い、遅らせていく対策である。そのため、はっきりとした数値で見にくいところもあるが、これらの積み重ねが効果を発揮していると考えている。

委員会最終意見

適正に執行されている。

案件3

練馬区立軽井沢少年自然の家屋内運動場天井および客室ベランダ手摺改修工事

（事務局）

本件は、平成2年に軽井沢に設置された教育施設「軽井沢少年自然の家」の体育館の吊り天井と客室ベランダの木製手すりの改修工事を行うものである。

屋内運動場（体育館）の天井は、吊り天井で特定天井に該当し、直ちに落下するなどの危険性はないが、既存不適格（きそんふてきかく）の建築物であることから、それを解消するために改修工事を行うものである。

ベランダ手すりは、手すりは虫食いや腐食が進んでいることから改修の必要性が高かったものである。

なお、既存の手すりは撤去し、新たな手すりを設置することとしたが、軽井沢少年自然の家は、国有林の中に建設されていることから、改修に当たり、周囲の景観を損なわないように、手すりの材料にはこれまでと同様に木材を使用し、当該施設の外観を変えないようにしたものである。

予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行うこととしたが、本件の工事場所は長野県軽井沢町であることから、区内事業所に加え長野県内に本店を有する事業者の参加も認めているものである。入札には長野県内の事業者と区内の事業者の2者から参加申請があり、開札の結果、区内の事業者が辞退したことから、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した北澤土建株式会社が9,712万円、落札率98%で落札したものである。

なお、工事金額については、体育館の天井の耐震性を考慮し、特殊な膜天井を採用したこと。50部屋にもおよぶ全ての客室のバルコニー等手すりの改修範囲が広範囲に及んだこと。また、手すりの材料となる木材には、防虫・耐腐食といった耐久性を高めるため、特殊な工法である薬剤加圧注入処理を施していることなどから、施工内容に見合った金額であるものと考えている。

（委員）

新しく作った天井部分は、膜なのか。

（施設整備課長）

特定天井とは、大規模な面積と高い位置にあるものを言い、大地震の際に落下することを避けるため、軽い材料に変えるか、もしくは補強するか、のどちらかを実施する必要がある。今回は軽い材料の膜で改修を行った。目安は1㎡当たり2キログラム以下の重量で、その条件に合致する材料を選定した。

（委員）

固い素材と違うのか。

（施設整備課長）

軽い素材を使い、落下しても危害を加えないような設計である。

（委員）

体育館全面が対象になるのか。

（施設整備課長）

その通りである。

（委員）

体育館の面積は、どの位あるのか。

（施設整備課長）

約720㎡である。

（委員）

通常の小学校や中学校にある体育館よりも少し広いのか。

（施設整備課長）

小学校よりは少し広く、中学校と同じ位である。

委員会最終意見

適正に執行されている。

案件4

練馬区立大泉学園町希望が丘公園屋根付広場増築等工事

（事務局）

本件は、公園内のオープンスペースの確保および日常的なレクリエーションの場等公園機能の充実を図るため、1ヘクタールの未利用地を含め、一体的に公園の整備を行うものである。

なお、本件は、予定価格が1億8千万円を超えるため、議会の議決を要する工事案件である。また、高額な工事案件となるため、一定の条件を満たす区内事業者による任意の2者を構成員とする建設共同企業体（JV）、または、区内の単体事業者、いずれかにより入札に参加できる混合入札の方法により、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札にて実施したものである。

入札には1つのJVと7者の単体事業者の計8者が参加し、開札の結果、JVを含めた2者が最低制限価格未満により失格、3者が辞退、残る3者のうち、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で入札した立花建設株式会社が3億2,539万5,000円、落札率91.16%で落札したものである。

本件の件名は、屋根付広場増築等工事であるが、工事内容には屋根付広場設置工事以外にも防災備蓄倉庫設置工事、防球ネット設置工事、屋外照明設置工事、多目的運動広場の

人工芝敷設工事が含まれている。また、屋根付広場のみの工事費用は、直工費と言われる材料費、労務費等工事に直接必要な費用のうち、23%程度である。屋根付広場の設置工事以外にも、同時期に多岐に渡る工事を行うことから、施工内容に見合った金額であると考えている。

（委員）

先程の説明に、屋根付広場の工事以外に整備工事があるとの説明であったが、その整備工事は、防災備蓄倉庫、防球ネット、屋外照明、人工芝でよいのか。

（施設整備課長）

その通りである。

（委員）

屋根付広場は、体育館とは違い、屋根のみがあるのか。

（施設整備課長）

その通りである。鉄骨の柱梁（はり）に膜天井を付けたものである。膜構造であるため、光が若干入り、かつ強い直射日光や雨を防ぐことができるものである。

（委員）

工事期間が元年7月から翌年6月とし、約1年であるが、利用上の問題はないのか。

（施設整備課長）

周辺住民と十分協議を重ねた上で、工期を設定しているため、影響や問題等はない。

（経理用地課長）

補足させていただきたい。

屋根付広場等の増築工事の終了後に、オリンピック・パラリンピックの関係で、射撃競技のバスの発着場として使われる。それが終了後、公園の整備となる。

（委員）

事情があり、年度をまたがざる得ない部分があるという理解で良いか。また、オリンピックの関係で工期を2つに分けるという理解で良いか。

（施設整備課長）

建築工事部分は、オリンピックまでに履行完了できる工期の設定をしている。

（道路公園課長）

既に開園している部分を一部多目的運動広場に拡張すると同時に、芝生の張り替えを行う。これについては地元の方と調整をし、対応できる工期としている。

工事自体は、オリンピック、パラリンピックがあるなしという部分よりも、工事全体として、年度をまたぐような工期設定が必要であったと考える。

オリンピック、パラリンピックの後に、公園の工事を新たに発注するので、今のところ令和3年度の公園工事完了を目指している。

委員会最終意見

適正に執行されている。

案件5

練馬区立練馬保育園空調設備改修工事

練馬区立練馬保育園空調設備改修に伴う電気設備工事

練馬区立練馬保育園空調設備改修に伴う建築工事

（事務局）

本件は、当該施設の空調設備が劣化したことから、設備改修のための空調、電気および建築の工事を行うものである。

空調工事は、予定価格が2千万円以上5千万円未満のため、共同運営格付けがAまたはBランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。入札には5者から参加申請があり、開札の結果、3者が辞退、1者が不参、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した株式会社富張設備が2,600万円、落札率93.07%で落札したものである。

電気工事は、予定価格が1千万円以上2千万円未満のため、共同運営格付けがA、BまたはCランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。しかし、入札参加申請が1者のみであったため、練馬区制限付き一般競争入札実施要綱第8条の「入札参加有資格者が1者以下となった場合」に該当することから入札を中止としたものである。

入札の中止後、本件を受注制限の対象外とする入札参加条件の緩和を行い、再度、制限付き一般競争入札を実施した。その結果、入札には2者から参加申請があり、1者が辞退、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した株式会社前田電設が947万円、落札率98.29%で落札したものである。

建築工事は、予定価格が2千万円以上5千万円未満のため、共同運営格付けがB、CまたはDランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。入札には3者から参加申請があったが、開札の結果、全者辞退のため、入札を打ち切りとした。

入札打ち切り後、本件を受注制限の対象外とする入札参加条件の緩和と、予定価格を増額し、再度、制限付き一般競争入札を実施した。入札には3者から参加申請があったが、開札の結果、全者辞退のため、再度の入札についても打ち切りとした。

二度の入札を行ったが、落札者が出なかったため、本件は有限会社小黒工務を指定する特命随意契約とした。指定理由は、本件は令和2年3月までに工事を完了させる必要があ

るため、早急に工事に着手しなければならないこと。また、入札に参加していない複数の事業者に見積もりを依頼したところ、当該事業者のみが工期および予定価格内で履行が可能であると回答したことから当該事業者を指定したものである。

なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号において、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」は、随意契約ができるものと規定されている。

本件建築工事が事業者から敬遠されたのは、工事場所の保育園を閉園することなく工事を行う、居ながら工事であることが理由の一つとして考えられる。

（委員）

建築工事の案件については、小黒工務を指定する業者指定理由に、複数社からの見積りを依頼したとの記載がある。社数やランク、入札参加者以外の事業者であることなど、見積り依頼をする際の基準はあるのか。

（事務局）

今回の入札に参加していない、該当の格付けがB、C、D以外で該当していないAランクの事業所、または該当ランクであっても、入札参加申請をしていない事業者を中心に見積もり依頼した。社数については複数であるが、3社以上見積もりを依頼した結果、Aランクの事業者からは履行できないとの回答であった。今回の小黒工務はDランクであるが、今回入札参加していないため、見積もり依頼をしたところ予定価格以内、かつ期間、工期についてもこの内容で履行できるという回答があったものである。

（委員）

保育園は、閉園できないため、この案件に限らず、居ながら工事を行う可能性が非常に高いと思われる。保育園と同様の状況であった場合、過去のケースでは、入札参加や応札してもらえないことが多いのか。

（施設整備課長）

全てではないが、比較的不調の割合は若干ある。

（総務部長）

保育園の場合は、工事のために休むことが性質上できない。

別のところに仮設の保育所を建てて、工事が終了したら戻ってくるというケースが一般的である。この空調設備工事については、仮設を建てるまでに至らない、仮設の場所が近隣に見当たらないということなどが居ながら工事の理由と考えられる。駅から遠い保育園となると、なかなか保護者の方にご理解もいただけない。

最近の例では、一昨年の石神井公園の駅前のえーる（男女共同参画センター）に併設している保育園が同じく空調設備の工事を行った際に、その併設施設を仮住まいとして、空調工事を実施したケースがある。

（委員）

最終的に指名をされた小黒工務では、最初の入札の段階では、資格がなかったのか。

（事務局）

本件の工事の入札参加条件のランクは、いずれもB、C、Dで小黒工務はDランクの事業者であり、入札に参加申請はできる事業者である。ただし、入札時点では、別の工事を受注していたために入札申請を行わなかったのではないかと考える。工事主管課から見積もり依頼を受けた時期では、別の工事の工期完了時期に近く、履行できると判断したのではないかと考える。

委員会最終意見

適正に執行されている。

案件6

練馬区立大泉北中学校トイレおよびプール改修工事

（事務局）

本件については、事務局から入札の経過などを説明し、その後、教育委員会事務局の学校施設課から区立学校におけるプール指導の狙いや考え方について説明とする。

本件は、プール槽の底とプールサイド等劣化部分の改修工事を行う他、校舎内トイレの洋式化等の改修工事を行うものである。

予定価格が5千万円以上1億円未満の建築工事のため、共同運営格付けがA、BまたはCランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。

入札には3者から参加申請があり、開札の結果、2者が辞退、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した株式会社日立コーポレーションが4,800万円、落札率97.46%で落札したものである。

なお、学校プールの改修工事は、今年度は6件行っており、今後も改修計画に基づき、改修工事を行う予定としている。

区立学校のプールは、授業における水泳指導以外にも火災や震災時における水利として重要な役割を担っているほか、小学校のプールは、夏の期間一般開放し、広く区民の利用もされているところである。

（学校施設課長）

学校プールの狙い、必要性、その点について説明をさせていただきたい。

前段として、公立学校のほとんどにプールが設置されている状況である。

その経緯は、昭和30年5月に船（紫雲丸）の沈没事故が起き、修学旅行中の児童生徒168名が死亡する大惨事となった。これをきっかけにし、水難事故への対応が必要であると広く周知されたと聞いている。そうした中、昭和39年東京オリンピックに先立つ形で昭和36年にスポーツ振興法が制定され、スポーツ施設の整備、選手の強化を促進、またスポーツ

振興といったところで、学校プールの建設が進められ、水泳指導も行われたという経緯がある。

実際に学校での指導には、学習指導要領に基づき行っているが、旧来は体育の中のその他の運動という形で水泳は取り扱いをしていた。それが昭和43年の改定により、主要な領域とされた。体操、器械運動、陸上運動、ボール運動、ダンス、これらに加えて主要な学習内容の一部となった。

現在でも、学習指導要領の学習指導の中にも水泳の部分は入っている。当然当初の事故防止という心得は必ず記載されている。そのため、区立小中学校では水中の運動の楽しさや喜びに触れ、その技能を身に着けることができるだけでなく、泳ぐ等の運動も含め、安全に気を付けることを狙いとしている。

現在、学校のプールの時数は、中学校ではおよそ年間10時間程度と聞いている。7月中はほぼ毎日使用、9月は若干学校により異なるが、9月にも使用している状況である。また、夏休み期間中は、特に中学校では、臨海学校に行っており、そのための水泳指導、また小学校ではプール開放や一般開放などがあるため、プールの活用がされている状況である。

（委員）

今、小中学校でプールがない学校はあるのか。

（学校施設課長）

今現在、全ての学校にある。ただ、一部改築工事をしているため、一時的にプールが利用できない場合、他の学校に行き、利用する例はある。

（総務部長）

現在練馬区には小学校に3万3,000人、中学校に1万3,000人、計4万6,000人子どもがおり、98の学校が運営されている。学校のプール指導は6月から9月上旬ぐらいまでの短期である。そこで、民間のプールを使ってはどうかという発想がある。確かに、メンテナンス等のメリットもあるが、実際4万6,000人、しかも学校がその民間のプールをある時期に占拠することは、実態として非常に難しい。また、子どもを運ぶためのバスや、学校の校内にあれば着替えが終われば、次の授業に向かえるが、その移動のための時間のロスも存在する。そういった意味があるので、学校で引き続きプールの設置を進め、または改修している実態がある。

それから防災の拠点ともなっている。阪神淡路大震災が平成7年に起こってから、練馬区は全小中学校を区民の避難拠点として位置付け、区の職員と学校の先生とが、避難拠点の運営をすることになっている。学校のプールはいつも水を満たした状態にし、いざというときには飲料水になるよう、ろ過システムもある。そういう意味でも、学校のプールはプールのみならず、生活用水としての活用も考えられ、位置付けも重要なものである。

（委員）

この工事の案件はトイレおよびプールの改修という、少し離れた場所の内容になるが、

具体的に工事の内容を確認したい。

（施設整備課長）

プールの改修とトイレの改修を同時に行う。

（委員）

トイレは、普通の校舎のトイレなのか。

（施設整備課長）

その通りである。

（委員）

プールの施設内にもトイレがあるが、対象ではないのか。

（施設整備課長）

対象ではない。

（委員）

プールの改修は、塗装がはがれたものをきれいにするという内容になるのか。

（施設整備課長）

色々なパターンがあるが、今回はプール槽の中の防水の傷んだものを張り替え、トイレなど付属棟の傷んだ部分の補修である。

（委員）

プールとトイレの工事内容であれば、場所が離れている点や電気と空調という点もあり、別々の工事でも良いのではないか。一緒に1つの工事として1つの業者に委託した方が、全体としては合理的な工事ができるのか。

（学校施設課長）

今回トイレの工事の部分は、1か所の小さな洋式化の工事であり、プールの工事と一緒に合わせることで、着実に進められると考える。

（委員）

規模の小さい工事であったのか。

（学校施設課長）

その通りである。

（委員）

プールの改修が主で、工事内容がはがれたところの補修であれば、工事の難度としては、そこまで難しいものではないという理解でよいか。2社辞退があるが、何か理由があるのか。

（事務局）

共同運営で電子入札時に、辞退理由を業者が入力した場合に限って見ることができる。本案件では、1社のみ理由の記載があり、他の工事を受注してしまったためとしている。受注制限、区内事業者は2件までである。

（委員）

受注制限に該当したということか。

（事務局）

受注制限により辞退が1件あった。

補足させていただきたい。本案件、トイレの改修工事は、単体の工事で発注は行った。1,000万以上2,000万未満という比較的金額が低い工事で、対象ランクの事業者は、C、D、Eで行った。しかし、3者申し込みがあったが、全て辞退であった。全者辞退で打ち切りになったという経緯がある。同じ内容でもう一度入札を行っても、落札決定する可能性が低いと考え、時期を調整して、今回1案件として発注をした経緯がある。

（委員）

トイレは中学校の全トイレか。

（施設整備課長）

1つの学校の中に、トイレは何系統かある。そのうちの1系統である。

（委員）

系統は、どういう意味か。

（施設整備課長）

排水管が上階から下階まで通っており、平面的には同じ位置にある、1、2、3階にあるものを1つの系統として考える。学校により、2系統や3系統ある学校、もっと複数系統がある学校もある。そのうち、この大泉北中学校に関しては、1系統を行うものである。

（委員）

例えば4階建てで、1階に男と女のトイレがあるとすると、その2×4ということか。

（施設整備課長）

その通りである。

（委員）

トイレ1系統とプールであるということか。

（施設整備課長）

プールは改修である。

（委員）

防水などを行うということであれば、この程度の金額がかかるのか。

（施設整備課長）

その通りである。大部分がプールの金額で、先ほど説明したトイレの部分は1,000万円超である。

（総務部長）

学校のトイレは、昔から、和式で、暗くて、汚くて、臭いという概念がある。そのままではいけないと考える。また、洋式しか使ったことがない子どもも多数いる。それらを踏まえ、洋式化を進めている。学校は配管の系統があり、1階のフロアでトイレが4系統、4カ所あったとしても、それをまとめて改修するのではなく、縦の系統で行わなければならない。2系統、3系統あると、その1系統1階から4階まで同じところにあるトイレを改修するという方法で行っている。その際には、配管を変えたり、様々なことを行うため、個人宅の洋式トイレの蓋を変えるようなものではない。

残念ながら全学校洋式化になっていない、また一部には衛生的に和式も必要である方もいるため、全部ではないが、大規模な取り組みは進めている。

委員会最終意見

適正に執行されている。

案件7

練馬区立大泉小学校プール改修修正設計業務委託

練馬区立開進第三中学校プール改修修正設計業務委託

練馬区立大泉第四小学校プール改修設計業務委託

（事務局）

練馬区立大泉小学校プール改修修正設計業務委託は、株式会社リーズ一級建築士事務所を指定する特命随意契約を行ったものである。大泉小学校プール改修工事の実施設計については、当該事業者が受託し、既に履行を完了したものであるが、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊して死傷者が発生したことを受け、本件改修工事についても、プールに付属するシャワー室のブロック塀を改修する必要が生じたものがある。

そのため、実施設計を修正することとし、実施設計の修正を行うには、設計経過と現場状況に精通している必要があるため、これらの条件を満たす当該事業者と特命随意契約を締結したものである。

平成30年5月28日に指名競争入札を実施し、当該事業者が597万2,400円（税込）で落札したものである。

開進第三中学校プール改修修正設計業務委託についても、同様の理由により、株式会社リーズ一級建築士事務所を指定する特命随意契約を行ったものである。

大泉第四小学校プール改修設計業務委託は、当該小学校プールにおけるプール槽の底とプールサイド等劣化部分の改修工事に係る設計業務を委託するものである。

練馬区物品買入れ等の入札参加資格に関する要綱に基づき、予定価格300万円以上1千万円未満の案件であるため、6社を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、2者が辞退、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した株式会社ユウ建築設計事務所が379万円で落札したものである。

（委員）

設計の改修の修正の理由は理解できた。大阪の北部地震は、話題になり、プールの壁面点検チェックの必要性が全国に発信された。この2件でも修正したという話だと思うが、他に練馬区でそういう可能性があるところが残っているのか。

（施設管理課長）

区立施設のブロック塀は、緊急点検を行い、道路沿いにあるブロック塀については全ての対応を終わっている。隣地境界の所有権がまだはっきりしていないブロック塀については、分かり次第対応していくという状況である。

委員会最終意見

適正に執行されている。

案件8

練馬区立下石神井小学校給食調理用備品の購入

（事務局）

本件は、下石神井小学校の改築に伴い、給食調理で使用するスチームコンベクションオーブン、食器洗浄機、冷蔵庫などの業務用厨房機器を購入するものである。

なお、予定価格が3千万円を超えるため、議会の議決を要する案件になる。

本件は、予定価格1千万円以上の物品の買入れであるため、共同運営格付けがA、BまたはCランクの区内事業者を対象に、予定価格非公表の制限付き一般競争入札を実施した。

入札には8者から参加申請があり、改札の結果、1者が不参、7者が入札し、予定価格以内で最も低い価格で入札した有限会社丸光厨房が5,188万3,600円で落札したものである。

落札率が高い理由としては、本件の購入対象は業務用の厨房機器であり、受注生産品が多く含まれていることから事業者にとって価格を抑えづらいことが原因と考えられる。

（委員）

業種の中にカメラとあるが、どういう内容であるのか。

（事務局）

発注の業種の際には、共同運営上のルールに従い、厨房機器は、「家電、カメラ、厨房機器」という業種のカテゴリーで発注をすることになる。業種に家電やカメラとあるが、この案件の発注内容とは関係ない。

（委員）

家電というと家電量販店で売っているカメラを想像したが、主に厨房機器のことで良いか。

（事務局）

家電、カメラ、ここに該当するものを発注するときも、この業種になる。本件のように業務用厨房機器についてもこの業種で発注をすることになる。

（委員）

一般的に出回っているものを持ってくるわけではないとのことだが、逆に発注して作ってもらうものはどんなものがあるのか。

（保健給食課長）

本件の場合に大体60品目位の品目を納入しており、そのうち品目数は受注のものが75%ほどである。具体的にはこの中で消毒保管庫、真空冷却器、シンクが主なもので、受注生産である。

（委員）

1番2番は、価格が高額であるのか。

（保健給食課長）

その通りである。真空冷却器、消毒保管庫は、1台で100万円を超える価格であり、受注生産の占める比率が87%余りで、高額の物が受注生産になっている傾向が多い。

委員会最終意見

適正に執行されている。

案件9

練馬区立幼稚園・小学校・中学校用熱中症計の購入(2)

練馬区立幼稚園・小学校・中学校用熱中症計の購入(1)

（事務局）

本件は、近年続いている夏の猛暑による熱中症を予防するため、区立幼稚園、小学校および中学校の施設内等における暑さ指数を測定するための機器を購入するものである。

熱中症計の購入(2)については、練馬区物品買入れ等の入札参加資格に関する要綱に基づき、予定価格300万円以上1千万円未満の案件であるため、6者を指名する指名競争入札を実施した。開札の結果、3者が辞退、1者が不参、残る2者のうち予定価格以内で入札した有限会社ブレインズが285万6,000円で落札したものである。

熱中症計の購入(1)については、練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格が300万円未満の案件であるため、5者を指名する指名競争入札を実施した。開札の結果、3者が辞退、1者が不参、残る1者が入札したものの、予定価格を超過したことにより再度入札を実施した。その結果、1回目の入札で予定価格を超過した有限会社ブレインズが辞退したため、入札打切りとしたものである。

入札打切り後、有限会社ブレインズ以外の業者を入れ替えて再度指名競争入札を実施した。開札の結果、2者が辞退、1者が不参、残る2者のうち予定価格以内で最も低い価格で入札した有限会社ブレインズが261万6,900円で落札したものである。

熱中症計の購入(1)については、購入の目的を満たすための条件に合う製品を指定し、購入することとした。製品に求める主な性能は、

- ・WBG T値（暑さ指数）の表示画面が大きく、計測値の目視が容易である。
- ・アタッチメントが付属されており、壁面のほか、コーンにも取り付け可能であること。

これらの性能を有する製品は、確認した限りにおいては、株式会社ヒロモリ社製の製品のみであったことから、当該製品を指定したものである。

本件のように特定の用途に使用する製品は、取り扱う事業者とメーカーの生産量が多くないことから、製品指定をすることで競争性が働きにくくなるものと考えられる。そのため、製品指定をした熱中症計の購入(1)の落札率は高くなったものと推測される。

熱中症計の購入(2)については、特定の用途に使用する製品であることは同様であるが、参考品の仕様が、暑さ指数の測定精度の高い黒球（こっきゅう）式を採用した熱中症計の中では、種類が豊富で、調達が比較的容易な携帯タイプであることから、競争性が働き、落札率が熱中症計の購入(1)よりも低くなったものと推測される。

（委員）

(1)は、製品指定をし、株式会社ヒロモリが入り、(2)は、入札率が落ちた理由は、(2)の参考品の京都電子産業の製品が入ったからという理解で良いのか。競争性が高まった結果安くなったという理解で良いか。

（事務局）

製品指定とは、これ以外のメーカーの製品についての納品は認めないという限定的なものである。参考品とは、仕様を示して、この仕様を満たす製品を参考情報として提示し、

入札したいという業者はこれと同等以上の性能を有するものであれば、納品は可能である。ただ、主管課の了解は必要である。京都電子産業の参考品と同等性能以上のものは、比較的種類が豊富である。他社製品との競合から、仕入れ価格を低くすることができたのではないかと考える。

（委員）

ヒロモリ製品ではなく、参考品の京都電子と同等レベルの別のものが入ったという理解で良いのか。

（保健給食課長）

(2)の案件で納入されたのは、この京都電子製のものである。

（委員）

(2)は京都電子産業製のもの、汎用品との説明だが、5社の指名競争で辞退のため札を入れたのが2社である。一般に出回っている製品にしては、辞退が多いと感じるが、数を持っていないことで、なかなか仕入れられないのか。

（事務局）

辞退理由は、業者からの情報がないため、正確なところは分からない。ある程度の数を一定期間内に調達できないために辞退という理由が、他の案件でも多くある。本件についても同様の理由ではないかと考える。

（総務部長）

一昨年から熱中症で死亡する方が増え、学校でも具合が悪くなるようなケースがあった。本区の場合は発生していないが、売り手市場になっている状況がある。

今回は、数が多く、かつ発注してから1か月半での納品である。6月の暑くなる前に納品をしてもらいたい。かつ、まとまった数での納品というのは、厳しい条件であり、辞退の理由ではないかと推測している。

委員会最終意見

適正に執行されている。

案件10

平成31年度練馬区立岩井少年自然の家施設総合管理委託

（事務局）

練馬区立岩井少年自然の家（ベルデ岩井）は、千葉県南房総市の岩井海岸北側の高台にある教育施設である。昭和60年にオープンし、小学校移動教室や中学校の臨海学校、青少年育成活動等のために利用されているほか、生涯学習団体や一般保養の区民にも利用して

いただいているところである。そのため、これらの活動が安全かつ円滑に実施できるような環境を保つ必要があることから、当該施設の維持運営に係る業務全般の委託契約については、有限会社岩井給食を指定する特命随意契約により締結しているものである。

発注の業種は「建物清掃」となっているが、業務内容は「用務・清掃業務」のほか、「食事提供業務」、「施設設備保守点検業務」、「フロント業務」の4つと多岐に渡り、契約金額約9,590万円のうち、「食事提供業務」と「フロント業務」の2つの業務に要する経費で約75%（約7,170万円）を占めている。

業者指定の理由は、以下の要件を満たすことである。

- ・校外授業の受け入れについて、学校等に対する的確な支援や助言ができること。
- ・区と地域のパイプ役として、十分な役割を担うことができること。
- ・十分な衛生管理に基づいた食事提供ができること。
- ・施設維持管理において、長年の受託経験から適切な措置ができること。

これら4つの要件をすべて満たし、適切に施設の維持運営を担うことができるのは当該事業者のみであることから、特命随意契約を締結しているものである。

（委員）

岩井の役員構成はどうなっているのか。

（保健給食課）

今、元社長が会長になり、中心となっているのは現社長である。以下担当係長制度を設けていて、管理職、課長がいなくてその下が各部門の係長級で回している形である。

（委員）

基本的には練馬区と岩井の関係は、設置のときから運営については地元の人たちにやってもらう方法が基本的な原則であった。全体の構成は今どうなっているのか、地域の人がいっている関わっているのか。

（保健給食課長）

民宿組合、観光協会といった地域の団体と、この法人、あるいは役員が参画しているということで、有形無形にさまざまなつながりがある中で、連携を取って運営をしているという実態は引き続きである。

（総務部長）

岩井少年自然の家は、昭和60年にオープンし、もう既に30年以上経過をしている。広大な敷地があり、海岸もある。どうしても海水浴に来るような方を誘致する形となると、民宿のお客さまを奪っているのではないかと、そういった話が出ていた。なかなか関係が難しい状況もあった。

それらのことから、やはり地元の方々と共存していかなければならないということで、給食とか総合管理業務は地元の雇用を創出すること、子どもたちが帰る際には、地元のお土産を買って帰る、食材料を当然のことながら現地から調達するなどの様々な取り組みをし

ている。

この契約については、そういう経緯を踏まえながら、適切に行われていると考えている。

（委員）

この業者指定理由書の中で、学校等からの高い評価を得ているとあるが、学校などで利用したときは、その利用したあとで学校の引率した責任者の教員などで、アンケートを行うことはあるのか。

（保健給食課長）

利用した学校に、施設やバス会社、あるいは観光の事業者に対してのアンケートを行い、参考にしている。

（委員）

随意契約の理由は理解できた。安価な価格で、次回以降もさらに検討を続けていただきたい。

（委員）

もう少し値段を考えほしいという趣旨なのか。

（委員）

適正価格が分からないが、1日換算で、常時お客さんが入っているわけではないと思われる。

（保健給食課長）

学校の利用は、夏季中心となり、春から11月頃までの時期で行っている。それから一般の利用はかなり制約がされており、通年たくさん来ていることはない。ただ、逆にお客さんの利用の少ない時期に非常に、施設の改修や工事を集中的に行うといった運営をしている。

（委員）

平均すると1日30万円弱という価格が妥当な値段であるのか分からないが、今後も検討していただきたい。

（委員）

武石とか軽井沢の施設もあるが、比較はしているのか。

（保健給食課長）

運営自体は、岩井は業務委託であるが、他の2施設は、指定管理である。毎年の維持管理費、あるいは施設の整備、点検といった保守は、見積もりを確認し、適正な金額として計上できるように努めている。

（委員）

どうしても地元の意見のある程度尊重せざるを得ない部分もあるかと思うが、価格も確認していただきたい。

（保健給食課長）

事業者からの見積もりに対して、実績や他の地域とを精査し、数字を算出して、適正な金額としている。

（委員）

金額が毎年変わったりする内容があるのか。

（保健給食課長）

例えば、施設管理の関係は、年によって違う部分もあるため、精査しながらその年の金額を算出している。

委員会最終意見

適正に執行されている。

再度内容をよく精査して進めていただきたい。

案件11

平成31年度 石神井保健相談所の清掃等用務の委託（単価契約）

平成31年度 石神井保健相談所の庁舎清掃業務委託

（事務局）

いずれの案件も施設の衛生的な状態を維持するために清掃業務を委託するものである。

主に日々の清掃は、練馬区シルバー人材センターに、保健相談所の閉所日の清掃は、練馬障害者雇用共同事業所に委託することとし、契約は、それぞれの事業者を指定する特命随意契約を行っている。

練馬区シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者の生きがいおよび就労対策の一環として設置されたものであり、区としても積極的に当該事業者を活用することとしている。また、当該事業者は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約によることができる場合、に該当することから特命随意契約としたものである。

練馬障害者雇用共同事業所は、区立施設の清掃を受託することで障害者に就労準備訓練を行っている。また、当該事業者は、障害者支援施設等に準ずる者として区の認定を受けており、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約によることができる場合に該当することから特命随意契約としたものである。

なお、区では、高齢者の就業を通じた社会参加、障害者の就労機会の確保等を支援する

ため、両団体が履行可能な業務については、可能な範囲で委託することとしている。

（委員）

平日はシルバー人材センターで、休日は障害者雇用共同事業者であるとする、契約金額が相当違う、日数も全然違うと思われる。

（事務局）

シルバー人材センターは、単価契約とし、1日当たりの金額、単価で設定している。本件についても年間を通じてであるため、その範囲で発注をするということになっている。ちなみに1日当たりの単価が8,668円である。

障害者雇用共同事業所は、あらかじめ清掃業務の日数を決め、その日数と業務量に応じて、年間のトータル金額で契約する総価契約という方式で契約しているところである。契約金額は約251万円である。

（委員）

費やす時間が違うのか。シルバー人材センターは平日であるのか。

（事務局）

基本的には常駐をし、利用者の方がいるため、利用者の邪魔にならないような形で清掃に入る。ただし、障害者の事業所は、利用者の様子を見ながら判断し、清掃することが困難である。そのため、閉所日に決まった場所を清掃している。1人ではできないため、チーム体制で行っている。

（委員）

人員やニーズが違うということか。

（事務局）

その通りである。シルバーは主に1人である。

（委員）

稼働時間が違う。例えば普通の平日の部分は、シルバー人材の1人の方が8時半から5時まで清掃しているわけではなく、合間合間を見てやっている。土日分は、午前中全部清掃しているため、金額が異なると理解して良いのか。

（石神井保健相談所管理係）

シルバー人材センターの方は、保健相談所が開いている日のみで、朝7時30分から4時までとし、開所前の掃除をし、事業の合間を縫って、例えば駐輪場の落ち葉掃きもする。また、その他足りないものがあれば補充などもしていただいている。

障害者雇用は、2月に1回、所内の床や窓をやっていただく。朝8時半から5時までの間で、人数制限はしない。状況を把握しているベテランさんが最低1人以上入り、訓練中

の方も従事している。こちらは総価契約という形である。

（委員）

障害者の場合は訓練の場の提供であるのか。

（石神井保健相談所管理係）

その通りである。

（委員）

発想が違うと考えるとよいのか。

（石神井保健相談所管理係）

そういう部分もある。

委員会最終意見

適正に執行されている。

案件12

不登校生徒等フォローアップ事業委託

（事務局）

事務局から契約の経過を説明し、その後、主管課から事業の概要と事業運営の考え方（直営と委託）について説明を行う。

本件は、特定非営利活動法人 翔和学園を指定する特命随意契約を行ったものである。

指定理由は、平成31年1月から3月に行われたプロポーザル方式による事業者選定において、応募のあった3事業者の選考を行った結果、当該事業者を本件の契約優先候補者として選定したことから、当該事業者を指定したものである。

なお、プロポーザル方式とは、高度な専門性を必要とするものなど、価格のみによる競争では不十分な案件、または馴染まない案件について、事業者から提案を募り、企画力、技術力、実績等の評価に基づき事業者を選定する方法で、特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）の一種となるものである。

（学校教育支援センター所長）

不登校対策事業は、昭和63年の適応指導教室トライ、中学生対象のトライという教室と、それから平成4年からフリーマインドという小学生対象の適応指導教室、直営で事業を開始している。

また、直接ではないが、教育相談室という中では、相談事業として不登校についての相談事業も昭和53年から、また室の設置については昭和58年に始めた。教育委員会は不登校対策方針、こちらを立て、一人一人に寄り添い自立を助け、それから社会につなげるとい

ったような3つの理念のもとで今まで対策を進めてきたところである。

本案件は、つむぎフォローアップと呼ばれ、高校生年代の不登校の生徒等に対する支援について、義務教育終了後、また相談先が不足していたことから本年度初めて委託をして実施をしたところである。

最近の不登校の傾向はいろいろあるが、原因が様々あり、発達特性、発達障害、情緒障害等、特別な支援が必要な子どもが増えてきている。そういった方への対応については、通常の学校の先生が対応するよりも、専門性の高い民間の事業者へ委託することが、子どもたちの対応としては効果があるとし、プロポーザル方式で業者選定をしたものがある。

指定した事業者は、1999年から、発達障害、不登校、引きこもり等の対応を行ってきた事業者で、NPOの法人を2007年に立ち上げて、本部を中野坂上において、フリースクールの運営等々を行っている事業者である。

（委員）

今年から中学校卒業後の高校生対象ということで始められているが、半年での実績はどうか。

（学校教育支援センター所長）

現在ご相談いただいているご家庭が16家族である。

（委員）

具体的には、翔和学園の果たしている役割や課題があるのか。

（学校教育支援センター所長）

まだ始めて半年であるが、電話相談、来室相談、学習支援等々、幅広く行っている。意見については医療相談的なところも、引きこもってしまったお子さんのメンタルの相談まで、踏み込んだ相談をしている。

（委員）

小学校、中学校で不登校になると、当然小・中学校の義務教育で出たとしても、高校で不登校になる確率というのは、非常に高いと考える。この辺りの関係では、まだ半年では分からないか。

（学校教育支援センター所長）

中学生対象のトライに通っていた適応指導教室の中学3年生の卒業生が110名、そのうち106名の方が次の進路を決めて卒業をしている。4名については進路未決定で支援をしている。また、一応進学はしたけれども、またつまずいてしまうケースもあり、6名のフォローを今回しているところである。他に新しく相談を受けたご家庭もある。

（委員）

小学生対象フリーマインド、中学生対象トライ、これは外部のNPOなどが関与してい

るのか。

（学校教育支援センター）

現在のところ、この2つに関しては直営で退職した校長先生が区の非常勤の心理教育相談員として、心理面のフォローをしながら運営をしている。中学生のトライに関しては、中学校になると、教科ごとに担任が必要であり、かつメニューがいろいろ豊富になければいけないため、来年度は委託する方向で進める予定である。

（総務部長）

不登校とは、統計上は年度内に30日以上学校を、病気以外の理由で休んだ子どものことを指す。年度途中で発生した場合は、その年は不登校にはならないが、翌年に30日通算になると、そこから不登校という子どもの数に入る。不登校は昭和の時代からあり、当時は登校拒否と言っていた。平成4年に不登校という名前に変わり、文科省がその用語の定義を変えた。どこの学校でも、どこの子どもにも、どこの家庭にも起こりうるということで、拒否はしないが、学校に行かないという現象に着目をして、不登校と名前を変えて、現在に至っている。

練馬区では、小学生が約200名、中学生が430名、現在約600名程度が不登校である。取り組みの結果、若干減少には至っているが、残念ながらこの大幅な減少には至っていないのが現状である。

そこで、教員免許を持った学校の先生が小学校に1,600名、中学校に800名、統計を一昨年とったところ、1週間の学校に存在する時間が、中学生の先生で60時間、小学校で55時間、学校の教員は制度上超過勤務とか残業という概念がないため、在校時間という言い方をしているが、5日で割ると中学校の先生は1日に12時間学校にいて、小学校の先生は11時間もいるという、過重労働な状況がある。これは勉強を教えるための授業、それからその準備だけでなく、子どもたちの生活の指導、さらに保護者対応、中学生は部活というさまざまなものがある。子どもの数は増えてはいないが、学校の先生の業務は減らないという現状がある。

ここで、行政でやるべき、学校でやるべきというご議論があるけれども、このような状況の中で、不登校の子どもが30日来るまで待っていることはない。例え1日でもお休みした段階から、電話をかけて保護者に聞き取る、場合によっては、家庭訪問するようなこともある。しかし、残念ながら30日を経過して不登校という子どもとしてカウントされる状況がある。

昭和63年から中学校の不登校の教室を、それから平成4年にフリーマインドという小学校の教室を作り、始めているが、基本的に小中学生が対象なものであるため、高校生になったときに、縁が切れてしまう。ただ、区としては何か相談にきたら、受けはするが、どうしても子どもたちの高校生向けの指導まではたどり着けない。そのために、今回この制度を始めた。

勉強を教えるだけでなく、例えば高校に進学はしたが、卒業までたどり着けるように、学校には言えない相談を受けることで始めたところである。そのため、塾の委託とは、違う内容である。

委員会最終意見

適正に執行されている。

平成31年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7・8・9）

（事務局）

資料7、8および9に基づき説明

（委員）

不調とは、その後の随意契約とした案件も不調として扱うという理解で良いか。不調だとしても工事をやらなかったというケースではないと認識して良いか。

（事務局）

その通りである。随契、再度入札で落札、決定しており、全て契約履行をしている。

その他

次回開催日程は、来年7月の予定。